酸素・硫化水素濃度測定器点検整備仕様書

水道部配水管理事務所（南部担当）

1　作業概要

上下水道局（以下「局」という。）水道部配水管理事務所（南部担当）が所管している酸素・硫化水素濃度測定器（以下「測定器」という。）を正常に稼働させるため、測定器の点検校正、各種試験、部品交換、故障の予防処置、故障箇所の修繕等、測定器の保守管理上必要なすべての業務を行う。

2　法令等の遵守

契約業者は、本仕様書、京都市上下水道局契約規程及びその他業務上関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

3　測定器仕様及び点検台数

酸素・硫化水素濃度測定器　１台

<table>
<tr><td>製造メーカー</td><td>新コスモス電機株式会社</td></tr>
<tr><td>製造年月日</td><td>2022 年 7 月</td></tr>
<tr><td>型式</td><td>XOS-326</td></tr>
<tr><td>製造番号</td><td>51375879</td></tr>
<tr><td>検知ガス及び範囲</td><td>酸素（O_2）　　：0～25.0vol%
硫化水素（H_2S）：0～30.0ppm</td></tr>
<tr><td>分解能</td><td>酸素　　：0.1vol%
硫化水素：0.5ppm</td></tr>
<tr><td>指示濃度
※同一測定環境下</td><td>酸素　　：±0.5vol%以内
硫化水素：　FS±0.5%以内</td></tr>
<tr><td>警報設定濃度</td><td><table><tr><td></td><td>酸素</td><td>硫化水素</td></tr><tr><td>１段目</td><td>19.5vol%</td><td>10.0ppm</td></tr><tr><td>２段目</td><td>18.0vol%</td><td>15.0ppm</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>応答時間
※周囲温度 20±2℃の状況下</td><td>酸素　　：20 秒以内（90 秒応答）
硫化水素：30 秒以内（90 秒応答）</td></tr>
<tr><td>寸法・重量</td><td>本体　　：　W66×H195×D29 mm
センサー　：Φ44×75 mm（突起物は除く。）
約 450g（電池除く。）</td></tr>
<tr><td>電源</td><td>単３形アルカリ乾電池　２本</td></tr>
</table>

4　測定器保管場所

水道部配水管理事務所（南部担当）（京都市南区上鳥羽鉾立町１１－３）

5　完成期限（納期）

令和９年１月１５日（金）

6　点検整備内容

次の項目について点検整備を行うこと。

⑴　各種試験、各部の劣化状況確認及び部品交換

ア　外観及び構造試験

イ　ガス濃度の性能試験

ウ　応答速度試験

エ　本体外観等の劣化状況の確認

オ　酸素及び硫化水素センサの交換

カ　フィルタの交換

⑵　校正

標準ガスにて校正を行うこと。

⑶　動作確認

ア　表示部、ボタン、バックライトの動作確認

イ　警報（ランプ、アラーム）の動作確認

※　精度が要求される実ガスを使用する点検及び校正には専用設備、専用機材・治具が必要となるため、本測定器の製造メーカーにおいて実施すること。

7　故障対象品の対応

⑴　測定器の電池交換が必要な場合は、受託者が受託費用の範囲内で交換を行うものとする。

⑵　本契約の範囲で対処ができない異常が認められた場合は、速やかに症状及び修理の必要性等を局担当者に報告すること。

8　引取り、点検整備及び納品

⑴　契約決定後、点検整備に係るスケジュール等について、速やかに局担当者に確認のうえ、測定器の引取りを行うこと。

⑵　点検整備完了後は、測定器本体に校正実施日等を記載したシールを貼り、試験成績書を作成・添付のうえ、速やかに納品すること。

9　その他

⑴　点検により異常な箇所があれば局担当者に報告を行い、処置に関する協議を行うこと。

⑵　作業に要する工具・測定機器類等は、受託者の負担において用意すること。

１０　その他

本仕様書に疑義がある場合は、入札前に局担当者の説明を受け疑義をただしておくこと。契約決定後に疑義を生じた場合は、局担当者の決定に従うこと。

（以下余白）